

介護予防・日常生活支援総合事業 日割り請求等の適用について

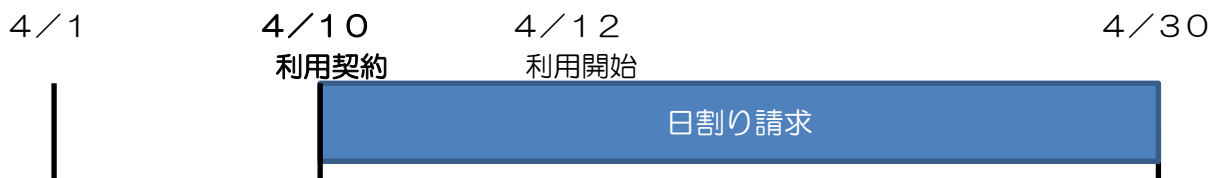
A1・A2・A5・A6のサービス

※A3については、回数での単価になっており日割の算定はありません。(H29.5月現在)

例①【月の途中から新たに利用する場合】

契約した月にサービスの利用を開始した場合

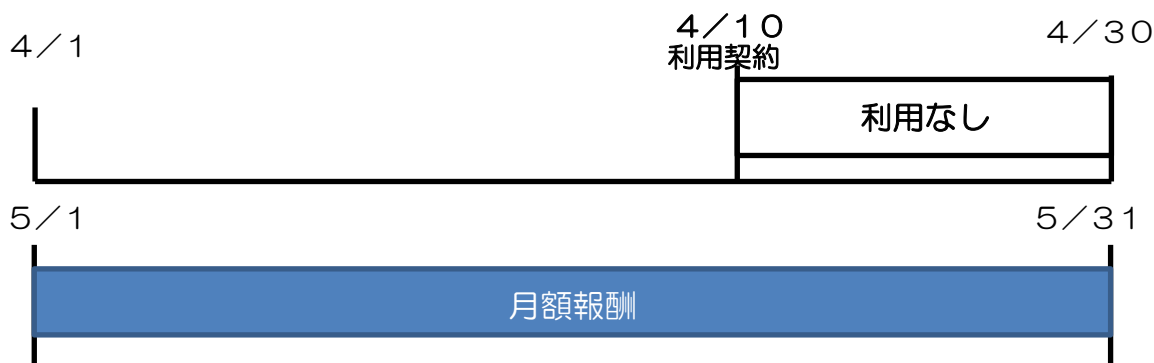
【契約日から月末までの日割り請求】



請求：日割り単位(※) × 21日(10日～30日)

契約した月の翌月からサービスの利用を開始した場合

【サービス利用がない月は請求せずに翌月から月報酬で請求】



例②【月の途中で契約解除する場合】

【月初から契約解除日までの日割り請求】



請求：日割り単位(※) × 22日(1日～22日)

注) 契約が終了した月に利用実績がない場合は、報酬請求は行われません。

※日割りの単位については、各サービスコード表をご確認ください。